

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1-6-5 第5 総合ビル5 階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163



機内での電子タバコ等の使用禁止が明確に！

～客室乗務員の声が政策提言の実現を後押し！！～

4月24日（金）、「航空機内における安全阻害行為等の防止のための運用等に関するガイドライン」が一部改正され、航空法で禁止されている「化粧室内で喫煙する行為」に電子タバコ等（※）の使用を含めることが明記されました。

航空連合は、昨年、客室乗務員を対象とした機内迷惑行為に関するアンケートを実施し、機内での電子タバコ等の使用への対応に苦慮しているという現場の声をもとに、ガイドラインの改正を関係各所に働きかけてきました。

改正されたガイドラインは2020年7月1日からの施行を予定しており、これまで航空会社が独自の運用で使用を禁止していたものが法的に裏付けられ、機内における安全阻害行為の抑止につながることを期待されます。

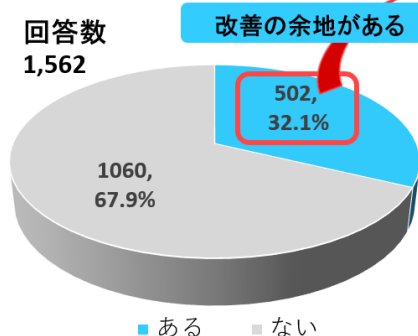
（※）電子タバコや加熱式タバコ等、火を使わない喫煙器具を指す。

アンケート回答結果(Q12、Q13)

出典：20期 航空連合 機内迷惑行為に関するアンケート

■Q12：現在の安全阻害行為等の禁止・処罰規定の運用に改善の余地があると思いますか？

回答数
1,562



■ ある ■ ない

Q13.「ある」とした具体的な理由（抜粋）

【運用に関する課題】

・電子タバコも喫煙のカテゴリーにするなど、明らかに悪意を持った行為に対しては厳罰対処したい。

・時代の変化にあった内容にするべき。定期的に内容を見直すべき。

【対応における課題】

・会社が全面的にバックアップしてくれるという自信がない。

・個人の対応に大きく左右され、判断に迷ったり、躊躇することが多い。（グレーゾーンが多い）

・職務を妨害するような非常識なクレーム行為に対して、明確な判断基準がなく乗務員によって毎回対応が違ってしまふ。

【改正概要】

航空法施行規則第164条の16第2号に定める喫煙には、電子たばこや加熱式たばこ等、蒸気を発生させるものも含むことを明確化する。